

各連結法人の基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	-------------	-----	-----

基準雇用者数等の計算に関する明細															
基準雇用者数の計算															
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	1	人	差引	(2) - (3)	4	人									
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	2			(1) ≥ (4) の場合 (1) - (4)	5										
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			(1) < (4) の場合 (4) - (1)	6										
特定地域基準雇用者数の計算															
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	7	内	人	みなし基準雇用者数 (7) - ((8) - (9))	10	人									
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	8	内		当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数	11	内									
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	9	内		特定地域基準雇用者数 (10) と (11) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	12										
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項															
認定年月日	平	・	・	事業実施地域		計画の区分	拡充型・移転型								
地方事業所基準雇用者数の計算															
当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数	13	内	人	差引	(14) - (15)	16	内	人							
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数	14	内		(13) ≥ (16) の場合 (13) - (16)	17	内									
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	15	内		(13) < (16) の場合 (16) - (13)	18										
特定新規雇用者数の計算															
調整地方事業所基準雇用者数 ((1) - (4)) と ((13) - (16)) のうち少ない数	19	内	人	新規雇用者総数 (19) と (22) のうち少ない数	23	人									
特定新規雇用者数	20	内		新規雇用者総数の40%相当数 $23 \times \frac{40}{100}$ (小数点以下切捨て)	24										
個別特定新規雇用者数 (19) と (20) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	21			個別非特定新規雇用者数 ((23) - (20)) と (24) のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	25										
当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する新規雇用者の総数	22	内		個別非新規基準雇用者数 (19) - (23)	26										
				個別非特定新規雇用者超過数 (23) - (20) - (24) (マイナスの場合は0)	27										
地方事業所特別基準雇用者数の計算															
地方事業所特別基準雇用者数 適用年度	28	人		当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数	33	月									
適用年度	29			最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数	34	人									
適用年度	30			$(32) \times \frac{(33)}{(33)}$ 最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数	35	平 平									
適用年度	31			基準年度	35	平 平									
地方事業所特別基準雇用者数 (28) + (29) + (30) + (31)	32			(32) (マイナスの場合は0)	36	人									
給与等支給額の計算に関する明細															
当期における給与等の支給額	37									円					
同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	38														
給与等支給額 (37) - (38)	39														
比較給与等支給額の計算に関する明細															
連結事業年度又は事業年度	40	給与等の支給額	41	円	(41)のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	42	円	差引 (41) - (42)	43	円	当期の月数 (40)の連結事業年度又は事業年度の月数	44	改定給与等の支給額 (43) × (44)	45	円
調整対象年度	平	・	・												
	平	・	・												
	平	・	・												
	平	・	・												
計															
当該適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (45の計) ÷ (調整対象年度数)	46														
比較給与等支給額 (46) + ((46) × (別表六の二十六「3」) × $\frac{30}{100}$)	47														

別表六の二（十六）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特定地域基準雇用者数の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数 7」から「同上のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数 9」までの各欄の内書には、当期の開始の日において地域雇用開発促進法第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事務所（以下「特定地域事業所」といいます。）のうち措置法第68条の15の2第2項の規定の適用に係る同条第5項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）に該当するものに係る数をそれぞれ記載します。

(2) 「みなし基準雇用者数 10」の記載に当たっては、上記(1)で内書きした数を、「7」、「8」及び「9」から控除して計算します。

(3) 「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する特定地域新規雇用者の数 11」は、特定地域事業所において当期に新たに雇用された措置法第68条の15の2第5項第6号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第2号に規定する雇用者をいいます。）で当期の終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するもの（以下「特定地域新規雇用者」といいます。）の数を記載し、同欄の内書には、特定地域新規雇用者のうち同条第2項の規定の適用に係る特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

「特定地域基準雇用者数 12」の記載に当たっては、上記(3)で内書きした数を「11」から控除します。

3 「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄の内書には、特定業務施設のうち措置法第68条の15の2第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に該当するものに係る数をそれぞれ記載します。

4 「特定新規雇用者数等の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「調整地方事業所基準雇用者数 19」

の記載に当たっては、上記3で内書きした数がある場合には、「(13) - (16)」とあるのは、

「(13) - (16) - $\left[\begin{array}{l} (13\text{の内書}) - (16\text{の内書}) \\ (\text{マイナスの場合は}0) \end{array} \right]$ 」として記載します。

(2) 「特定新規雇用者数 20」は、特定業務施設において

当期に新たに雇用された措置法第68条の15の2第2項第1号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数（以下「特定新規雇用者数」といいます。）を記載し、同欄の内書には、特定新規雇用者数のうち同上第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載します。

「個別特定新規雇用者数 21」
(3) ((19)と(20)のうち少ない数) 21、
(マイナスの場合は0)

「個別非特定新規雇用者数 25」及び
((23) - (20)と(24)のうち少ない数) 25 及び
(マイナスの場合は0)

「個別非特定新規雇用者超過数 27」
(23) - (20) - (24) 27 の
(マイナスの場合は0)

各欄の記載に当たっては、上記(2)で内書きした数を「20」から控除します。

(4) 「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する新規雇用者の総数22」は、特定業務施設において当期に新たに雇用された雇用者で当期の終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（以下「調整前新規雇用者総数」といいます。）を記載し、同欄の内書には、調整前新規雇用者総数のうち措置法第68条の15の2第1項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載します。

(5) 「新規雇用者総数 23」の記載に当たっては、上記(4)で内書きした数を「22」から控除します。

5 「適用年度」の各欄は、措置法第68条の15の2第5項第12号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六(十九)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

6 「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数 33」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数 34」の各欄は、措置法令第39条の45の2第19項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載します。

7 「基準年度 35」は、措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同法第42条の12第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含みます。）を記載します。

8 「差引4」が零である場合には、
「比較給与等支給額 47」中
(46) + (46) × (別表六の二(十六)「3」) × $\frac{30}{100}$

「(46) + (46) × (別表六の二(十六)「3」) × $\frac{30}{100}$ 」とあるのは、

「(46) + (46) × $\frac{30}{100}$ 」として記載します。